

産後特定疾病保険 継続契約特約

<目次>

- 第1条 (この特約の適用条件)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (保険金を支払う場合)
- 第4条 (保険金を支払わない場合)
- 第5条 (保険金の支払額)
- 第6条 (保険契約の失効)
- 第7条 (保険料の払込み)
- 第8条 (複数の特約が同時付帯される場合の取扱)
- 第9条 (準用規定)

第1条 (この特約の適用条件)  
この特約は継続契約にのみ自動付帯されます。また、この特約のみを解約することはできません。

第2条 (用語の定義)  
この特約条項およびこの特約条項が付帯された普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。(用語欄に★印がある用語は普通保険約款の定義ではなく、この特約条項の定義を適用します。)

用語	定義
親被保険者 ★	この保険契約の新契約申込時に妊婦で、保険証券等に記載された親被保険者をいい、産後うつ病治療保険金および2人目以降不妊治療保険金の被保険者をいいます。
子被保険者 ★	親被保険者が出産した子で、普通保険約款第10条(通知義務)の通知事項として通知した子をいい、発達障害費用保険金の被保険者をいいます。
不妊治療	妊娠を直接の目的とした医師による治療で、体外受精または顕微授精の治療をいいます。(タイミング療法や人工授精は対象外です。)
2人目以降不妊治療	この保険加入時の妊娠の次の妊娠を目的とした不妊治療をいいます。(この保険加入時の妊娠のために実施した不妊治療は対象外です。)
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並び

	に行動及び情緒の障害をいい、医師により発達障害と診断されている状態をいいます。親被保険者が医師である場合は、親被保険者以外の医師による診断を要します。
治療等 ★	医師により、産後うつ病の治療、2人目以降不妊の治療、または発達障害の診断を受けたことをいいます。
保険料計算グループ★	月払保険料を算定する際に基準とする契約集団のことをいい、新契約全体で一つのグループ、継続契約全体で一つのグループとします。
保険金 ★	産後うつ病治療保険金、2人目以降不妊治療保険金および発達障害費用保険金をいいます。
保険料上限額 ★	保険証券等に記載された月払保険料の上限額をいいます。継続契約の産後うつ病治療保険金と2人目以降不妊治療保険金はあわせて保険料上限額を設定し、その他は保険金の種類ごとに保険料上限額を設定します。
<p>第3条（保険金を支払う場合）</p> <p>1 弊社は、親被保険者が、第2条（用語の定義）の「2人目以降不妊治療」を受けた場合は、この特約に従い2人目以降不妊治療保険金を支払います。</p> <p>2 弊社は、子被保険者が、第2条（用語の定義）の「発達障害」に該当した場合は、これによって生ずる費用をてん補することを目的に、この特約に従い発達障害費用保険金を支払います。なお、新契約期間中に発達障害を発症した場合であっても、継続契約期間中に第2条（用語の定義）の「発達障害」に該当した場合は、発達障害費用保険金を支払います。</p>	
<p>第4条（保険金を支払わない場合）</p> <p>1 弊社は、次に掲げる事由に該当した場合は、2人目以降不妊治療保険金を支払いません。</p> <p>① 医師による不妊治療を受けていない場合</p> <p>② 医師による不妊治療を受けているが、体外受精または顕微授精の治療を受けていない場合</p> <p>2 弊社は、次に掲げる事由に該当した場合は、発達障害費用保険金を支払いません。</p> <p>① 医師により発達障害と診断されていない場合</p>	
<p>第5条（保険金の支払額）</p> <p>1 弊社は、2人目以降不妊治療保険金および発達障害費用保険金を、一時金として親被保険者へ支払います。</p> <p>2 第1項の保険金は、保険証券等記載の保険金額と同額とします。</p>	

3 2人目以降不妊治療保険金および発達障害費用保険金の支払いは、それぞれ保険期間中1回限りとします。

#### 第6条（保険契約の失効）

1 弊社が、産後うつ病治療保険金と、2人目以降不妊治療保険金と、発達障害費用保険金のすべてを支払った場合は、一番後に保険金を支払った日の翌日に保険契約は失効します。

2 弊社が、産後うつ病治療保険金と、2人目以降不妊治療保険金を支払った後に、子被保険者が死亡した場合は、死亡日の翌日に保険契約は失効します。

#### 第7条（保険料の払込み）

死亡した子被保険者は、普通保険約款第19条（保険料の払込み）第2項の被保険者に含まれません。

#### 第8条（複数の特約が同時付帯される場合の取扱）

1 契約中の子被保険者の発達障害保障を維持するための特約（以下「発達障害保障維持特約」といいます。）とこの特約が同時付帯される場合は、発達障害保障維持特約を適用する子被保険者は、発達障害保障維持特約の第9条（保険契約の継続）と普通保険約款第25条（保険契約の継続）が同時適用され、この特約を適用する子被保険者は、普通保険約款第25条（保険契約の継続）が適用されます。

2 発達障害保障維持特約とこの特約が同時付帯される場合は、発達障害保障維持特約を適用する子被保険者は、発達障害保障維持特約の第6条（保険金を支払わない場合）が適用され、この特約を適用する子被保険者は、この特約第4条（保険金を支払わない場合）第2項が適用されます。

#### 第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。